

定 款

(2 0 2 2 年 6 月 2 9 日 改 正)

株式会社 永谷園ホールディングス

株式会社永谷園ホールディングス定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社永谷園ホールディングスと称し、英文では、NAGATA NIEN HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 株式の保有、売買並びにその他の投資事業
- (2) 投資会社の経営管理
- (3) 飲食料品の製造、包装及び販売
- (4) 飲食料品の加工
- (5) 飲食店の経営
- (6) 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導業務
- (7) フランチャイズチェーン店舗の設備及び内装工事の設計、工事監理並びに器具及び備品の販売
- (8) 経営コンサルタント業
- (9) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
- (10) 総合リース業及びこの仲介斡旋に関する事業
- (11) 損害保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務
- (12) 商品・サービスの販売促進施策に関する支援業務
- (13) 総務、人事・給与及び福利厚生業務の受託
- (14) 一般労働者派遣事業
- (15) 農畜産業
- (16) 農畜水産物の生産、処理、加工及び販売
- (17) 油脂の生産、加工及び販売
- (18) 雑貨類の販売

(19) 知的財産権の取得、維持、管理、利用等の許諾及び譲渡

(20) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(21) 前各号に関する研究、開発、調査の受託

2. 当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことを目的とする。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公 告 方 法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。

ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して、これを行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、58,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第 8 条 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡し)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。

(株式取扱規程)

第 1 0 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取及び売渡し、その他株式又は新株予約権に関する手続、株主の権利行使に際しての手続等及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 1 1 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取及び売渡し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社は、これを取り扱わない。

(基 準 日)

第 1 2 条 当会社は、毎事業年度に関する最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

2. 前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者とみなすことができる。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会決議事項)

第 1 3 条 株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、当会社株式等の大規模買付行為に関する対応策の導入をその決議により定めることができる。

2. 前項における当会社株式等の大規模買付行為に関する対応策とは、当会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うことにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入

とは、当会社株式等の大規模買付行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど当会社株式等の大規模買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。

（招 集 時 期）

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集者及び議長）

第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長を欠くとき又は事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決 議 の 方 法）

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

（電子提供措置等）

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

ただし、株主又は代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議 事 録）

第19条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、これを10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任）

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役）

第23条 当社の代表取締役は、取締役会の決議をもってこれを選定する。

（役付取締役）

第24条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

（取締役会）

第25条 当社は、取締役会を置く。

2. 取締役会に関する事項については、法令、本定款及び取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会の招集）

第26条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長を欠くとき又は事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

3. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の4日前までにこれを発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2. 取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について決議に加

ることができる者に限る。)の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印して、これを10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役(業務執行取締役である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役)

第31条 当会社は、監査役を置く。

2. 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第 3 3 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常 勤 監 査 役)

第 3 4 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選任する。

(監 査 役 会)

第 3 5 条 当社は、監査役会を置く。

2. 監査役会に関する事項については、法令、本定款及び監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の招集)

第 3 6 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 4 日前までにこれを発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 3 7 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 3 8 条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して、これを 1 0 年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第 3 9 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 4 0 条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会においてこれを選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度及び決算期)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。

(剰余金の配当等)

第46条 当社の剰余金の配当等は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者にこれを行う。

(中 間 配 当)

第47条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。